

**【令和2年度】
環境部の事務の執行及び事業の管理についての指摘事項に対する措置状況**

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
4 ごみ減量課の事務事業			
4.5 適切な収集運搬体制の維持			
4.5.3.1 ごみ収集運搬業務委託における最低制限価格について			
<p>宇都宮市においては、予定価格が50万円を超える業務委託のうち競争入札により執行するものについては、業務の安定履行を図るとともに、適正な労働条件や安全対策を確保し、適正な競争を促進するため、予定価格に100分の75を乗じて得た額を最低制限価格と定めているが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等個別の法律に基づく場合はこの限りではない」としている。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第5号において、委託基準として「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」と定められており、業務の確実な履行が強く求められている。このため、宇都宮市では予定価格に100分の75を乗じて得た額を最低制限価格とせず、独自に最低制限価格を設定している。</p> <p>最低制限価格は、必要な車両台数や人員に対する人件費や福利厚生費、車両関係費、事務経費、一般管理費等を積算して算出しており、算出の方法や前提は前回入札時から変わっていない。ただし、積算項目のひとつである車両購入費について、前回（平成26年度）は中古車を前提に算出していたが、今回は新車を前提に変更している。その結果、比較価格に対する最低制限価格の比率は前回と比べ大幅に増加している。</p> <p>ごみ収集運搬業務は、業務の確実な履行が強く求められているため、独自に最低制限価格を設定することは問題ない。今回、最低制限価格を算定するに当たり、車両購入費については、前回の入札後の車両準備において、新規に落札した業者が業務開始時までの期間内に必要車両台数を中古車で確保することが非常に困難であったことを踏まえ、中古車から新車へと変更した。しかし、実際に委託業者が使用する車両の初度登録年月から令和2年4月までの経過年数を調べたところ、継続委託期間である5年を超えている業者が多数を占めていることから、今回最低制限価格を算定する上で、すべての車両を中古車から新車へ変更する必要があったとは考えられない。最低制限価格については、詳細な調査・分析を行った上で算定すべきである。</p>	113	ごみ減量課	「ごみ収集運搬に係る最低制限価格の設定」につきましては、次期事業者選定を行う令和6年度（令和7年1月頃）に向け、新車の購入の必要性や中古車市場の実態を調査・分析するなどして、適正な最低制限価格を設定することとしました。
4.5.3.3 ごみ収集運搬業務委託における委託業者の変更について			
<p>ごみ収集運搬業務については、5年ごとに指名競争入札を行い指名競争入札による契約期間の2年目以降は落札業者と随意契約を締結している。令和元年度において令和2年度のごみ収集運搬業務に対する指名競争入札を5年ぶりに実施し、全ての地区において委託業者が変更となった。</p> <p>宇都宮市においては、新たな委託業者に対して研修会や説明会を実施し従前の業者から引継ぎをさせるなど、ごみ収集運搬業務に支障が生じないように対応していたが、実際に業者が変更になった令和2年4月以降、多数の苦情が市民から寄せられている。通常、ごみ収集運搬業務に関する市民からの通報については書面として残していないが、委託業者が変更になる令和2年4月以降については通報が多くなることを想定し通報内容を書面で残している。令和2年4月の1か月間に寄せられた通報件数は647件であり、大多数がごみ収集漏れに対するクレームであった。5月以降になると通報件数も少なくなってきたが、市民からの通報による指摘を受け委託業者がその都度対応している。業者間引継ぎについて特に指定の資料や様式ではなく業者間に委ねられており、十分な引継ぎが行われているかチェックする体制が十分ではない。業者に任せきりではなく適切な引継ぎが行われているか監督する必要があり、具体的な資料や様式を設けてチェックする体制を整備すべきである。</p>	115	ごみ減量課	「ごみ収集運搬委託業務引継ぎの際のチェック体制の整備」につきましては、次期事業者選定を行う令和6年度（令和7年1月頃）に向け、引継ぎ事項のチェックシートを作成するなどして、適正かつ正確な引継ぎができる体制を整備することとしました。

**【令和2年度】
環境部の事務の執行及び事業の管理についての意見に対する措置状況**

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
4 ごみ減量課の事務事業			
4.4 もったいない生ごみ減量化推進事務			
4.4.3.1 もったいない生ごみ減量化推進について			
<p>宇都宮市が平成28年3月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」において、基本方針「ごみの発生抑制の促進」の中の基本施策「発生抑制の促進」の重点事業として「もったいない生ごみ減量化推進」を掲げている。具体的には、「生ごみの50%以上を占める「もったいない生ごみ（賞味・消費期限切れなどにより未開封で廃棄された食品）」などの食品ロスを削減するため、市民一人一人の意識・行動改革に向けた周知啓発の強化や、外食・小売等の各事業者との連携による食べ切り・使い切りを推進する。」としている。当該基本計画の最終年度となる令和2年度において、もったいない生ごみ減量化推進の実績については、様々な機会や場、媒体を活用した周知啓発により、市民・事業者の意識醸成が図られ、市イベントにおけるフードドライブの実施により、市民の行動促進につなげており、「もったいない残しま10！運動」協力店の登録促進により、事業者と連携した食べ切り・使い切りが推進されているとしている。</p> <p>令和元年度に実施した家庭系焼却ごみ組成分析調査では食品ロスが8.5%となり、参考値であるが前年度調査した値と比べ0.2ポイント増でほぼ横ばいであった。</p> <p>一方、事業者から排出される生ごみに含まれる食品ロスについては、平成28年度と平成29年度に調査して以降調査が行われていないため、実態が把握できていない。事業系についても食品ロスについて調査を実施し、事業の実績を評価すべきである。</p>	106	ごみ減量課 廃棄物政策課	<p>「事業系についても食品ロスについて調査を実施し、事業の実績を評価すべきである。」という御意見につきましては、事業系の食品ロスの実態を把握するため必要に応じ調査したものであり、令和7年度の「一般廃棄物処理基本計画」の改定に向け、新たな減量化・資源化施策の検討に必要な基礎データを収集するため、事業系焼却ごみ組成分析調査の実施を令和6年度に予定しているところです。</p>